

物資納入等事務処理要領

【① 青 果 物】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・ 当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定	・ 3 組合（札幌市学校給食青果物協同組合、札幌商協学校給食会、青果物納入協力会）加入の登録業者及び組合未加入登録業者の代表による見積合せの最低価格により決定され、統一価格として全登録業者に適用される。	
見積合せ等実施日	・ 原則として、納入週の前週の火曜日	
購入価格有効期間	・ 1 週単位	
登録業者の納入学校	・ 当会が割当てる給食調理実施校	
納入の発注	・ 学校が、1 週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・ 学校から納入日時、搬入場所の指示あり。
納品書	・ 納品の際は当会指定の納品書を使用し、3 枚綴りのうち様式 1（給食会用）と様式 2（学校用）を学校に提出すること。	・ 様式 3 は登録業者控用
代金の請求・支払	・ 納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・ 当会では、納入翌月の 2 8 日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・ 振込手数料は登録業者負担
配送車両	・ 学校への配送は、自社保有の配送専用車両に限る。	
その他	・ 検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・ 登録期間中、毎年、市税納税証明書を提出すること。 ・ 当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・ 会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・ 上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・ 検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【② 食 肉 類】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定	・納入月の前月半月分の市況卸相場平均額に一定率を乗じて得た額の範囲内で「札幌市学校給食食肉納入協会」加入の登録業者代表による見積合せの価格とし、統一価格として全登録業者に適用される。	
価格決定等実施日	・納入月の前月中旬	
購入価格有効期間	・1月単位	
登録業者の納入学校	・当会が割当てる給食調理実施校	
納入の発注	・学校が、1週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・学校から納入日時、搬入場所の指示あり。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1（給食会用）と様式2（学校用）を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・学校への配送は、自社保有の配送専用車両に限る。	
その他	・当会が指定する自主検査を実施する(7月)。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書及び食品衛生監視票を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【③ 大豆製品類】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定め及び別途指定する基準による。	
購入価格の決定	・全登録業者による見積合せの最低価格により決定され、統一価格として全登録業者に適用される。	
価格決定等実施日	・納入年度の開始前	
購入価格有効期間	・1年単位	
登録業者の納入学校	・当会が割当てる給食調理実施校	
納入の発注	・学校が、1週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・学校から納入日時、搬入場所の指示がある。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1（給食会用）と様式2（学校用）を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・学校への配送は、自社保有の配送専用車両に限る。	
その他	・当会が指定する自主検査を実施する(7月)。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書及び食品衛生監視票を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【④ 魚 練 製 品】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定	・全登録業者による見積合せの最低価格により決定され、統一価格として全登録業者に適用される。	
価格決定等実施日	・納入年度の開始前	
購入価格有効期間	・1年単位	
登録業者の納入学校	・当会が割当てる給食調理実施校	
納入の発注	・学校が、1週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・学校から納入日時、搬入場所の指示がある。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1（給食会用）と様式2（学校用）を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・学校への配送は、自社保有の配送専用車両に限る。	
その他	・当会が指定する自主検査を実施する(7月)。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書及び食品衛生監視票を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【⑤ 鶏 卵】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定	・納入月の市況卸相場平均額に一定額/kgを加算して得た額を統一価格として全登録業者に適用される。	
価格決定等実施日	・毎月、納入月の末日	
購入価格有効期間	・1月単位	
登録業者の納入学校	・当会が割当てる給食調理実施校	
納入の発注	・学校が、1週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・使用日の前日を基本とし、原則として週2回（月曜日から金曜日）とする。	・学校から納入日時、搬入場所の指示がある。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1（給食会用）と様式2（学校用）を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・配送委託等の場合は、当会に届け出ること。	
その他	・当会が指定する自主検査を実施する(7月)。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【⑥ 冷凍食品・乳製品・調味料・油脂類・その他】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定等	・当会の「共同購入委員会」において、見本品の食味、食感、価格等を総合的に判断して、納入品を決定する。	
価格決定等実施日	・「共同購入委員会」の開催日	
購入価格有効期間	・6月単位 : 冷凍食品 ・1年単位 : 冷凍食品・乳製品・調味料(ソースなど)・油脂類	
登録業者の納入学校	・原則として、全給食調理実施校	
納入の発注	・学校が、1週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・学校から納入日時、搬入場所の指示がある。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1(給食会用)と様式2(学校用)を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・学校への配送は、自社保有の配送専用車両に限る。	
その他	・納入前に、当会が指定する自主検査を実施する。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書及び食品衛生監視票を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【⑦ 乾 物】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定等	・当会の「共同購入委員会」において、見本品の食味、食感、価格等を総合的に判断して、納入品を決定する。	
価格決定等実施日	・「共同購入委員会」の開催日	
購入価格有効期間	・6月単位 ・1年単位	
登録業者の納入学校	・原則として、全給食調理実施校	
納入の発注	・学校が、1週間分の必要量について、前週水曜日までに、直接登録業者に電話等により発注する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・学校から納入日時、搬入場所の指示がある。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1（給食会用）と様式2（学校用）を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・学校への配送は、自社保有の配送専用車両に限る。	
その他	・納入前に、当会が指定する自主検査を実施する。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担

物資納入等事務処理要領

【⑧ 畜肉加工品】

令和元年(2019年)7月

	要 領	備 考
納品規格基準	・当会の「共同購入物資納品規格基準」の定めによる。	
購入価格の決定等	・全登録業者による見積合せの最低価格により決定され、統一価格として全登録業者に適用される。	
価格決定等実施日	・納入年度の開始前	
購入価格有効期間	・1年単位	
登録業者の納入学校	・当会が割当てる給食調理実施校	
納入の発注	・学校は、納入月前月の20日までに、「需要量報告書」に納入月1月分の使用予定日、予定数量を記入して登録業者に送付する。	
納品日時	・ 原則として、使用当日の午前7時30分から午前9時まで。	・学校から納入日時、搬入場所の指示がある。
納品書	・納品の際は当会指定の納品書を使用し、3枚綴りのうち様式1（給食会用）と様式2（学校用）を学校に提出すること。	・様式3は登録業者控用
代金の請求・支払	・納入月分をまとめて 給食終了後、休日を含む4日以内に、当会に請求すること。 ・当会では、納入翌月の28日に、登録業者の銀行口座に振り込む。	・振込手数料は登録業者負担
配送車両	・配送委託等の場合は、当会に届け出ること。	
その他	・当会が指定する自主検査を実施する(7月)。 ・検便検査(年2回/7月・11月)を実施する(赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等)。2回のうち、11月実施時にはノロウイルスを追加する。 ・登録期間中、毎年、市税納税証明書及び食品衛生監視票を提出すること。 ・当会規程の事由に該当する場合は、資格の取消、停止がある。 ・会社が合併等を行う場合については、事前に当会と協議すること。 ・上記のほか、物資の製造、物資の納入等に当たっては、当会の「物資取扱規程」及び「物資取扱規則」等を遵守すること。	・検査料は登録業者負担